



## 第3号議案

建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく許可  
に係る特殊建築物の位置について

(笛吹市 一般・産業廃棄物処理施設)

## 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可について

申請者名称	エルテックサービス 株式会社 代表取締役 中村 吉邦
位 置	笛吹市一宮町国分字大窪1002 - 1他18筆 (都市計画区域内 用途地域指定無し)
許可対象 施設	○一般廃棄物処理施設 (笛吹市所管) ・従前許可の処理能力1.5倍超の処理施設・・・焼却施設3 ○産業廃棄物処理施設 (山梨県所管) ・従前許可の処理能力1.5倍超の処理施設・・・焼却施設3
申請理由	増加傾向にある一般及び産業廃棄物を広域で受入れ、 安定的に処理するために、焼却施設1基を増設する。

## ◆建築基準法

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

法第51条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。

ただし、**特定行政庁が都道府県都市計画審議会**(その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあっては、**当該市町村都市計画審議会**)の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合には、この限りでない。

## ①一般廃棄物処理施設

### ◆建築基準法施行令(位置の制限を受ける処理施設)

第130条の2の2 法第51条 本文(法第87条第2項 又は第3項 において準用する場合を含む。)の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。)第5条第1項のごみ処理施設(ごみ焼却場を除く。)

### ◆廃棄物処理法施行令(一般廃棄物処理施設)

第5条 法第8条第1項 の政令で定めるごみ処理施設は、一日当たりの処理能力が5t以上(焼却施設にあっては、一時間当たりの処理能力が200kg以上又は火格子面積が2㎡以上)のごみ処理施設とする。

## ①一般廃棄物処理施設

### ◆建築基準法施行令(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置に対する制限の緩和) 第130条の2の3

法第51条ただし書の規定により政令で定める新築、増築又は用途変更の規模は、次に定めるものとする。

五 法第51条ただし書の規定による許可を受けた汚物処理場若しくはごみ焼却場その他のごみ処理施設の用途に供する建築物又は法第3条第2項の規定により法第51条の規定の適用を受けないこれらの用途に供する建築物に係る増築又は用途変更

増築又は用途変更後の処理能力がそれぞれイ若しくはロに掲げる処理能力の1.5倍以下又は4,500人以下のもの

イ 当該許可に係る建築又は用途変更後の処理能力

#### 【可燃性廃棄物について】

今回設置施設

焼却施設3  
75.0t/日

既存施設

焼却施設1 + 焼却施設2 = 156.6t/日  
40.8t/日 40.8t/日



既存施設の1.5倍

122.4t/日

笛吹市都市計画審議会が敷地の位置が都市計画上支障がないことを審議済

## ②廃棄物処理施設

### ◆建築基準法施行令(位置の制限を受ける処理施設)

第130条の2の2 法第51条本文の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

二 次に掲げる処理施設(工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。)

イ 廃棄物処理法施行令第7条第1号から第13号の2までに掲げる産業廃棄物の処理施設

### ◆廃棄物処理法施行令(産業廃棄物処理施設)

第7条 法第15条第1項の政令で定める産業廃棄物の処理施設は、次のとおりとする。

第3号	汚泥(ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。)の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの イ 1日当たりの処理能力が5m <sup>3</sup> を超えるもの
第5号	廃油(廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。)の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの(海洋汚染物等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。) イ 1日当たりの処理能力が1m <sup>3</sup> を超えるもの
第8号	廃プラスチック類(ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。)の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの イ 1日当たりの処理能力が100kgを超えるもの
第13の2号	産業廃棄物の焼却施設(第3号、第5号、第8号及び第12号に掲げるものを除く。)であって、次のいずれかに該当するもの イ 1時間当たりの処理能力が200kg以上のもの

## ②産業廃棄物処理施設

### ◆建築基準法施行令(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置に対する制限の緩和)

#### 令第130条の2の3

六 法第51条ただし書の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物又は法第3条第2項の規定により法第51条の規定の適用を受けない当該用途に供する建築物に係る増築又は用途変更

増築又は用途変更後の処理能力がそれぞれイ若しくはロに掲げる処理能力の1.5倍以下又は産業廃棄物処理施設の種類に応じてそれぞれ第3号に掲げる処理能力の1.5倍以下のもの

イ 当該許可に係る建築物又は用途変更後の処理能力

## ②産業廃棄物処理施設

### 【汚泥について】

今回設置施設	既存施設	
焼却施設3 11.2m <sup>3</sup> /日	焼却施設1 + 焼却施設2 65.6m <sup>3</sup> /日 + 65.6m <sup>3</sup> /日	= 142.4m <sup>3</sup> /日

< 既存施設の1.5倍  
196.8m<sup>3</sup>/日

### 【廃油について】

今回設置施設	既存施設	
焼却施設3 1.22t/日	焼却施設1 + 焼却施設2 42.3t/日 + 42.3t/日	= 85.82m <sup>3</sup> /日

< 既存施設の1.5倍  
126.9m<sup>3</sup>/日

### 【廃プラについて】

今回設置施設	既存施設	
焼却施設3 49.0t/日	焼却施設1 + 焼却施設2 27.55t/日 + 27.55t/日	= 104.1t/日

> 既存施設の1.5倍  
82.65t/日

### 【上記以外の産業廃棄物について】

今回設置施設	既存施設	
焼却施設3 49.0t/日	焼却施設1 + 焼却施設2 27.55t/日 + 27.55t/日	= 104.1t/日

> 既存施設の1.5倍  
82.65t/日

山梨県都市計画審議会で敷地の位置が都市計画上支障がないことを審議



## 申請概要

- 申請者 住所：山梨県笛吹市一宮町国分1014番地1  
氏名：エルテックサービス(株) 代表取締役 中村 吉邦
- 行為の概要(現況)

従前許可	概要
H3. 2. 13	エルテックサービス(株)は、最初の法第51条ただし書きの許可(以下、「許可」という。)を受け焼却施設2基を設置し、産業廃棄物処理業を開始した。
H9. 8. 4	焼却施設のごみ処理能力の増加、廃プラスチックの破碎施設の設置及び一般廃棄物処理業の開始に伴い許可を取得。
H24. 1. 31	焼却施設の24時間稼働に伴う処理能力の増加、並びに一般廃棄物の破碎施設及び選別施設の設置に係る許可を取得。
H26. 4. 11	一般及び産業廃棄物処理施設として、破碎施設の設置に係る許可を取得し現在に至る。

今回、一般及び産業廃棄物について、従前(平成26年)の許可時の1.5倍を超える処理能力の焼却施設を1基設置することにより許可が必要となった。

## 申請概要

### ■ 当該処理場における法51条ただし書き許可関連施設の概要 一般廃棄物

許可対象処理施設		処理能力	備考
一般廃棄物処理施設	焼却施設1(可燃性廃棄物)	40.8t/日	H24設置
	焼却施設2(可燃性廃棄物)	40.8t/日	H24設置
	焼却施設3(可燃性廃棄物)	75t/日	今回設置許可対象施設
	選別施設1(可燃ゴミ(生ゴミ除く)、不燃ゴミ、粗大ゴミ)	廃止	R3廃止
	選別施設2( // )	48t/日	H24設置
	破碎施設1(粗大ゴミ)	32t/日	H9設置
	破碎施設4(がれき類)	658t/日	H20設置
	破碎施設6(可燃ゴミ、粗大ゴミ)	330.4t/日	H26設置

## 申請概要

### ■ 当該処理場における法51条ただし書き許可関連施設の概要 産業廃棄物(1)

許可対象処理施設		処理能力	備考
産廃 廃棄物 処理 施設	焼却施設1	汚泥	65.6m <sup>3</sup> /日
		廃油	42.3m <sup>3</sup> /日
		廃プラスチック	27.55t/日
		上記以外の産業廃棄物	54.1t/日
	焼却施設2	汚泥	65.6m <sup>3</sup> /日
		廃油	42.3m <sup>3</sup> /日
		廃プラスチック	27.55t/日
		上記以外の産業廃棄物	54.1t/日
	焼却施設3	汚泥	11.2m <sup>3</sup> /日
		廃油	1.22m <sup>3</sup> /日
		廃プラスチック	49t/日
		上記以外の産業廃棄物	75t/日
			H24設置
			H24設置
			今回許可対象施設

## 申請概要

### 当該処理場における法51条ただし書き許可関連施設の概要 産業廃棄物(2)

許可対象処理施設		処理能力	備考	
産業廃棄物処理施設	破砕施設1	廃プラスチック	32 t/日	H9設置
		木くず	32 t/日	
	破砕施設2	廃プラスチック	4.4 t/日	H24設置
		木くず	4.6 t/日	
	破砕施設3	廃プラスチック	8.5 t/日	H25設置
		木くず	10.6 t/日	
	破砕施設4	がれき類	658 t/日	H3設置
	破砕施設5	貝殻(がれき類・二次破砕施設)	廃止	R3廃止
	破砕施設6	廃プラスチック	165.6 t/日	H26設置
		木くず	330.4 t/日	

## 申請概要

### ■ 建築物の概要

	建築物名称	階数	構造	高さ	延べ面積	建築面積
既存建築物	事務所	2	鉄骨造	12.29m	7,121.67㎡	6,896.88㎡
	① 給油所	1	鉄骨造	2.50m		
	作業場	1	鉄骨造	8.30m		
	② プレファブ物置	1	鉄骨造	2.5m	5.58㎡	5.58㎡
	③ 作業場	1	鉄骨造	8.3m	311.12㎡	311.12㎡
	既存建築物合計	—	—	—	7,438.47㎡	7,213.58㎡
増築建築物	④ 機械室棟	3	鉄骨造	17.4m	547.77 ㎡	203.32㎡
	⑤ 処理灰搬出棟	1	鉄骨造	8.79m	47.25㎡	47.25㎡
	⑥ 灰搬出棟	1	鉄骨造	9.82m	37.50㎡	37.50㎡
		増築建築物合計	—	—	—	632.52㎡
	合計	—	—	—	8070.89㎡	7,501.65㎡

容積率 : 50.90% < 200%

建ぺい率: 47.31% < 70%



## 申請概要

### ■ 作業日

月曜日～土曜日（日曜日 休業）

※処理量によって、日曜日も営業を行っている。

### ■ 作業時間

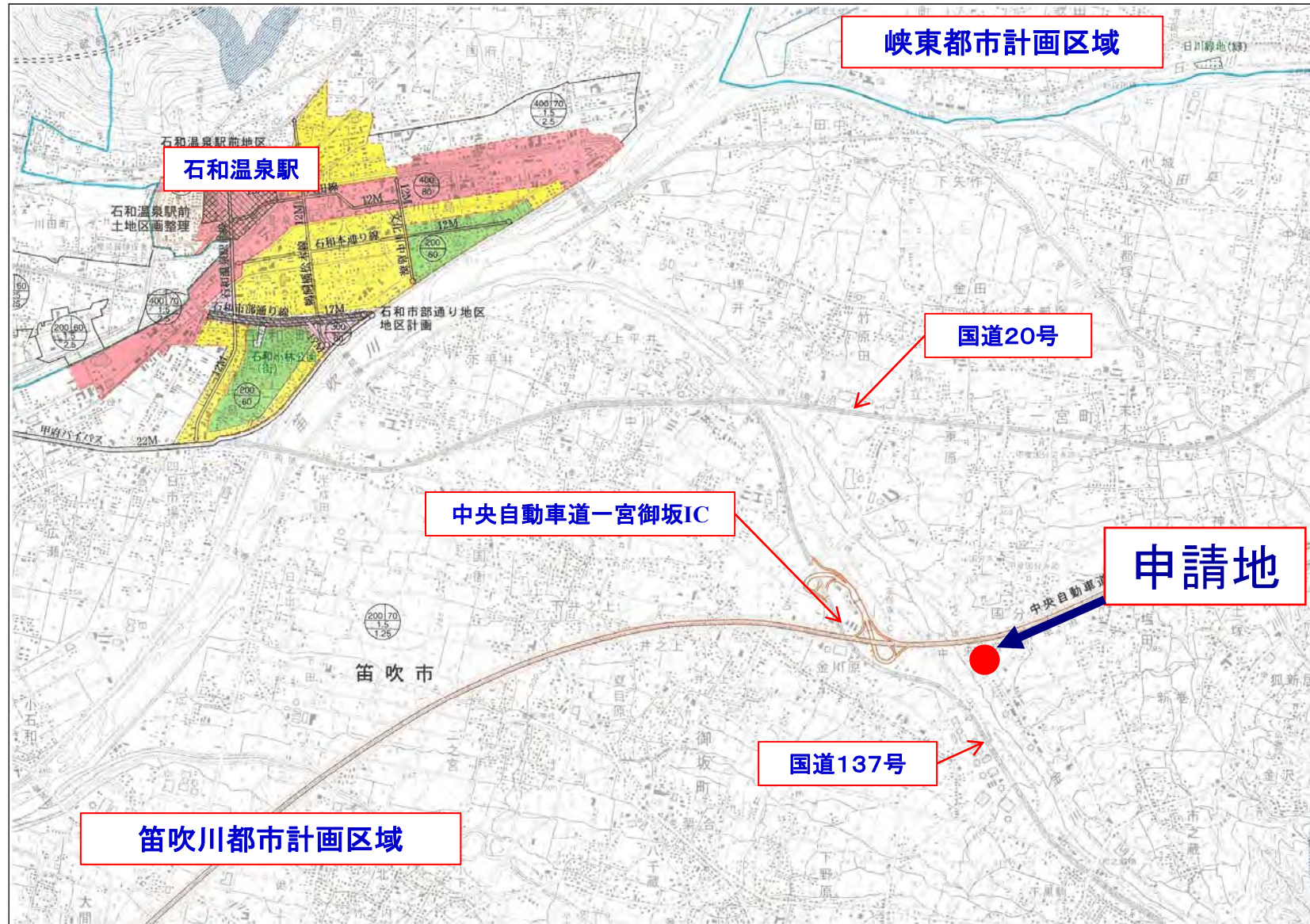
8時間 8:00～17:00（12:00～13:00 除く）

### ■ 焼却施設のみ稼働時間 24時間

### ■ 搬出入等時間 8:00～17:00



# 都市計画図



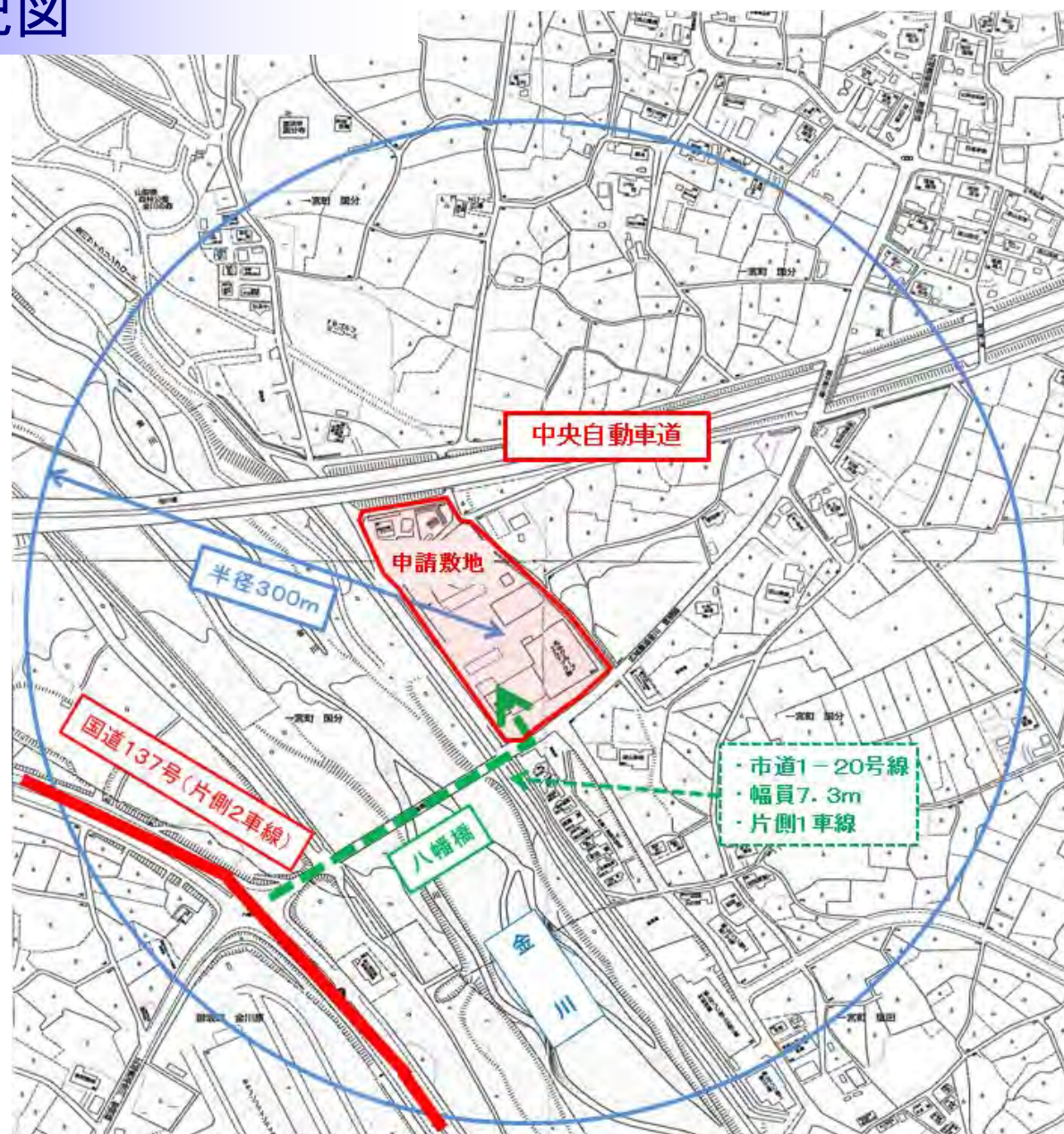


# 周辺状況図



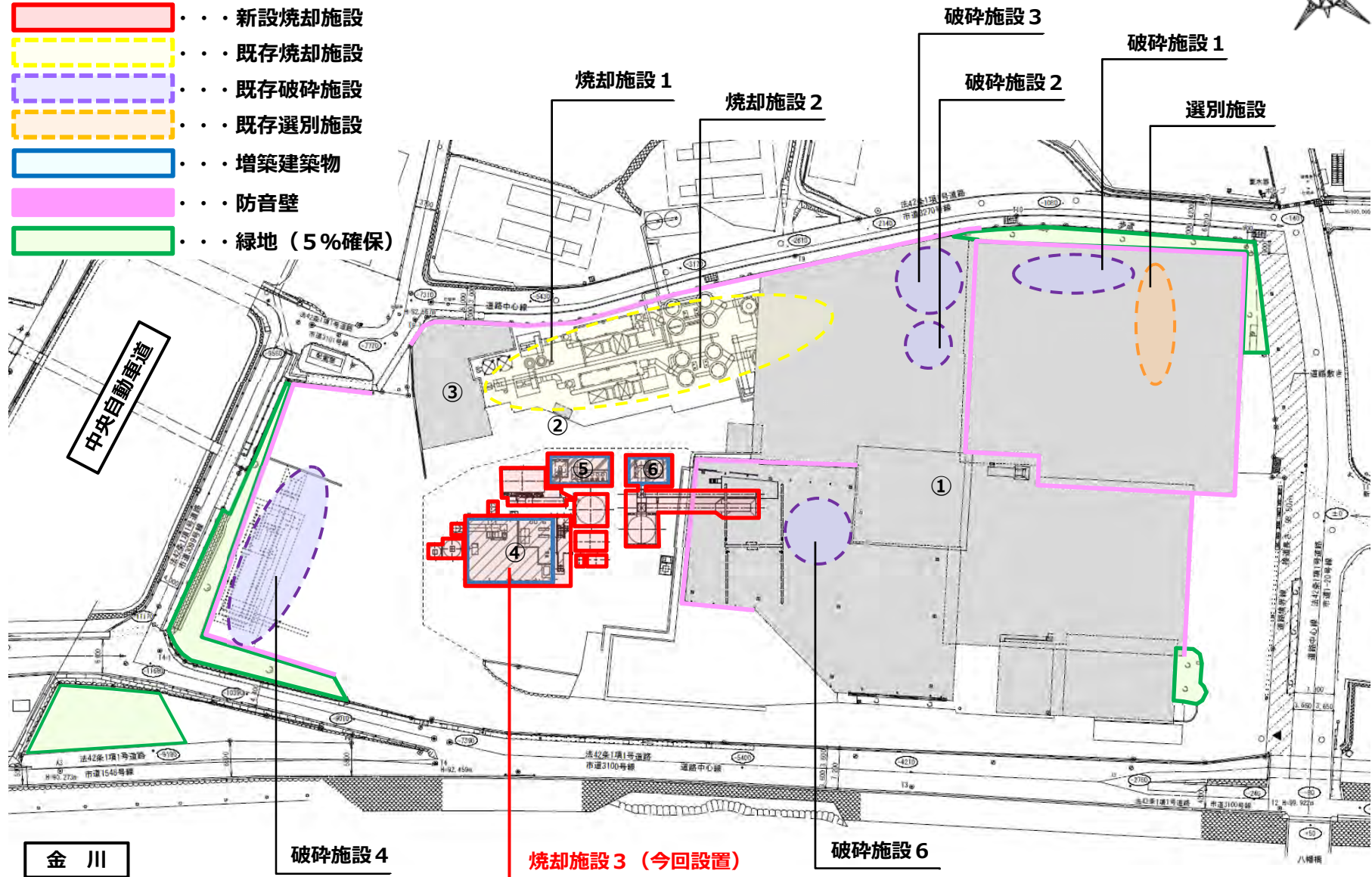


## 周辺状況図



# 全体配置図(計画)

- . . . 新設焼却施設
- . . . 既存焼却施設
- . . . 既存破碎施設
- . . . 既存選別施設
- . . . 増築建築物
- . . . 防音壁
- . . . 緑地 (5%確保)





## 周辺状況写真(1)



## 周辺状況写真(2)

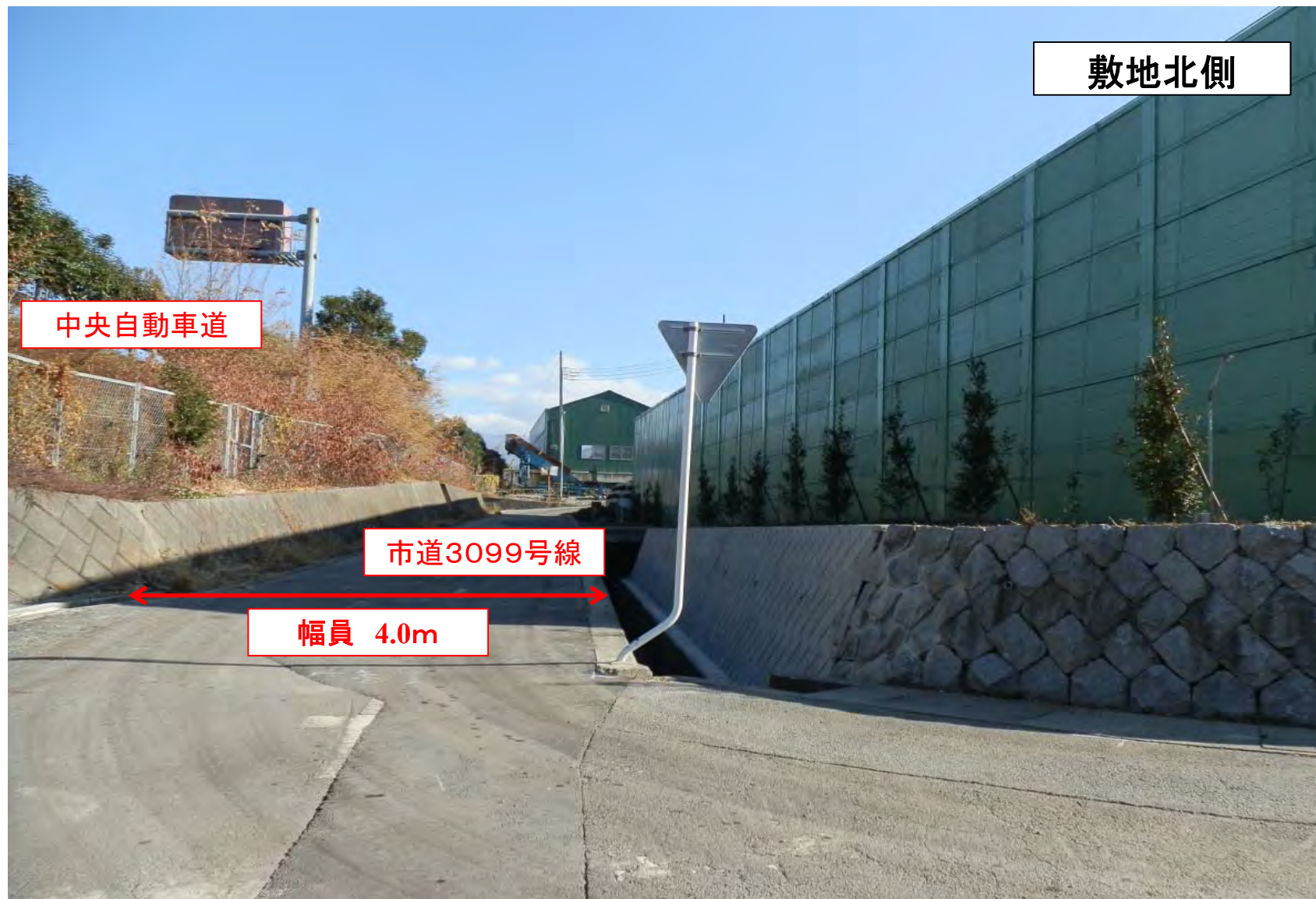




## 周辺状況写真(3)



## 周辺状況写真(4)





# エルテックサービス(株)産業廃棄物処理施設に係る敷地の位置の妥当性の検討項目について

1 位置の妥当性

2 搬出入路の妥当性

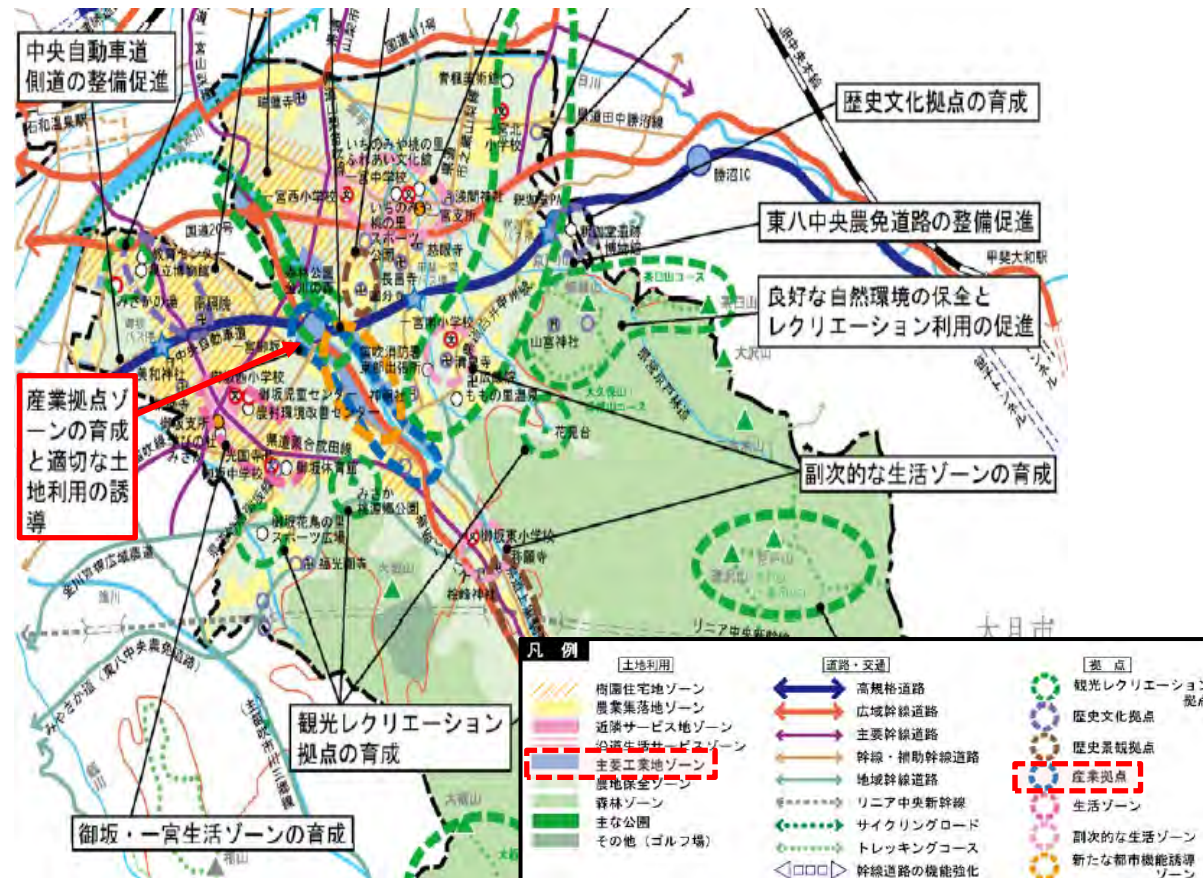
3 施設計画の妥当性

4 環境公害対策の妥当性

5 地元住民等との合意形成等



# 1 位置の妥当性について①

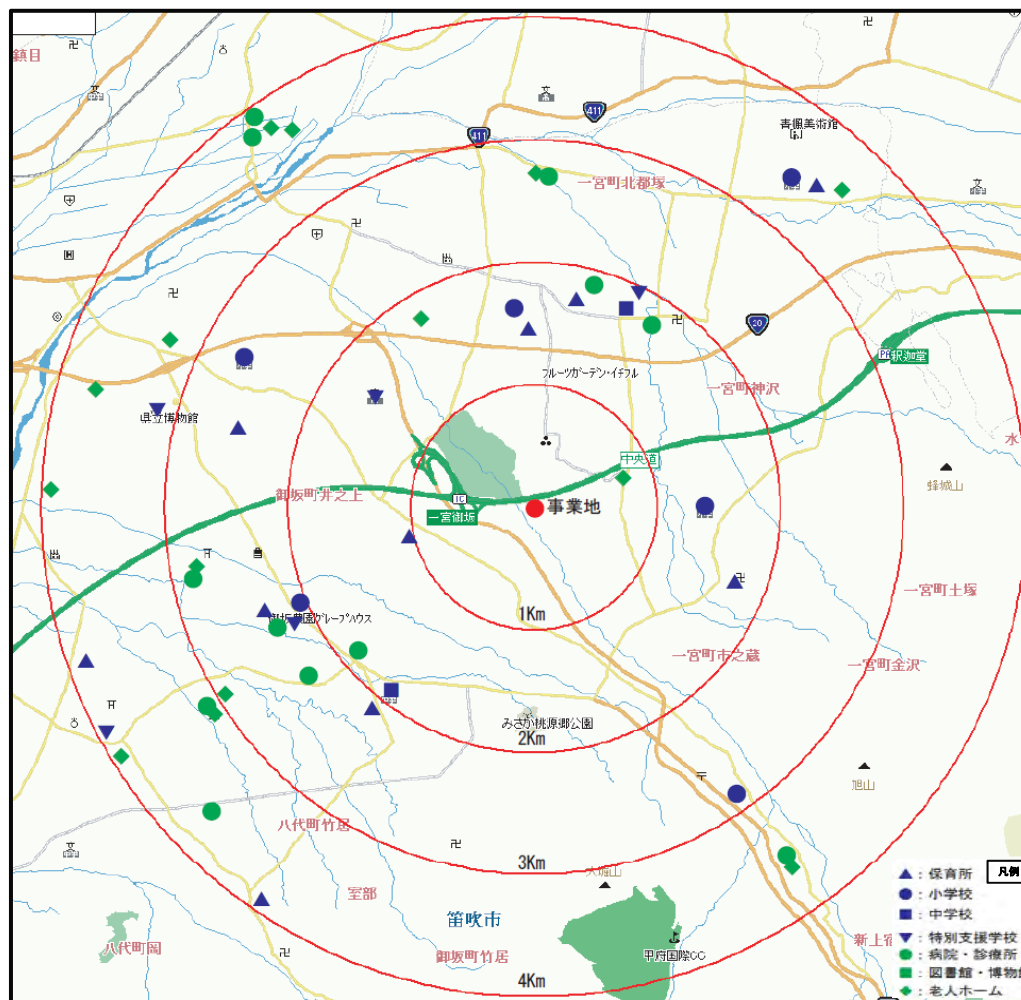


## 計画地について

- ・ 笛吹川都市計画区域内の用途地域無指定区域
- ・ 周囲には金川工業団地等の工業団地が存在
- ・ 笛吹市都市計画マスタープラン主要工業地ゾーン（産業拠点）に位置付け



# 1 位置の妥当性について②



- 半径300m以内には学校、病院、図書館、老人ホーム及び保育所は存在しない。

## 1 位置の妥当性について②

- 申請敷地の南側は笛吹市道1-20号線(幅員7.3m、片側1車線)に接し、東側(幅員6.2m)、北側(幅員4.0m)、西側(幅員7.2m)も笛吹市道に接している。西側は笛吹市道を挟んで金川があり、金川の対岸には国道137号がある。
- 計画地は、風致地区、国立公園、保安林、河川区域、地すべり防止地域、農用地区域、鳥獣保護区、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害(特別)警戒区域及び浸水想定区域等には該当しない。

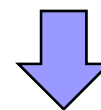
以上より、当該計画敷地の位置について支障ない。

## 2 搬出入経路の妥当性①

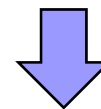
- 当該施設の搬出入経路については、次のとおりであり、住宅地内や繁華街通過せず運搬することが可能である。



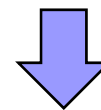
国道20号線、中央自動車道、御坂峠等



国道137号線



八幡橋を渡り、笛吹市道1-20号線



計画敷地南側出入口から搬出入

## 2 搬出入経路の妥当性②

- 搬出入車両の増加は約20台／日（現在は1日あたり約240台／日）であり、仮に増加分の車両全てを大型車とした場合の寄与率は1.9%であり、軽微なものである。
- 敷地内には、駐車スペースを十分確保しているため、搬出入車両が車道に待機することはない。

車種	交通 (台/日)	現施設		新設後		新設分のみ	
		寄与率	台数 (搬出入)	寄与率	台数 (搬出入)	寄与率	台数 (搬出入)
大型車	1,037	15.4%	160	17.4%	180	1.9%	20
小型車	3,675	2.2%	80	2.2%	80	—	—
合計	4,712	5.1%	240	5.5%	260	0.4%	20

以上より、新設後の周辺交通への影響は少ないため支障ない。

### 3 施設計画の妥当性

#### ■ 配置計画

今回設置する焼却施設のほか、既存の焼却施設、破碎施設、選別施設等が存在しているが、十分な保管場所、通路、駐車スペースを有し、いずれも適切に配置されている。

#### ■ 緑化・景観への配慮

敷地内の緑化率は、山梨県環境緑化条例の基準値（敷地面積の5%以上）を満たす計画となっている。笛吹市景観条例の規制対象ではないが、景観へ配慮した配色（事務所棟は黄白色、防音壁は緑色）としている。

#### ■ 関係法令

山梨県廃棄物処理施設設置に関する指導要領に基づく事前協議が終了し、結果通知書が令和3年7月9日付け（環整第963号）で交付され、廃棄物処理法の施設設置許可の手続きが並行して進められている。

## 4 環境公害対策の妥当性①

### ■ 騒音、振動、悪臭

生活環境影響調査が実施され、周囲の生活環境に与える影響は少なく、支障ないとの結果が得られている。

また、騒音対策として、敷地境界付近(北、東、西側)に防音壁を設置している。

※ 振動、悪臭については、周囲の環境への影響が微少のため現状、対策等はしていない。

### ■ 大気質

選別施設及び破碎施設の稼働により粉塵の発生が考えられるが、稼働時には散水を行い周囲への飛散を防ぐ計画となっている。

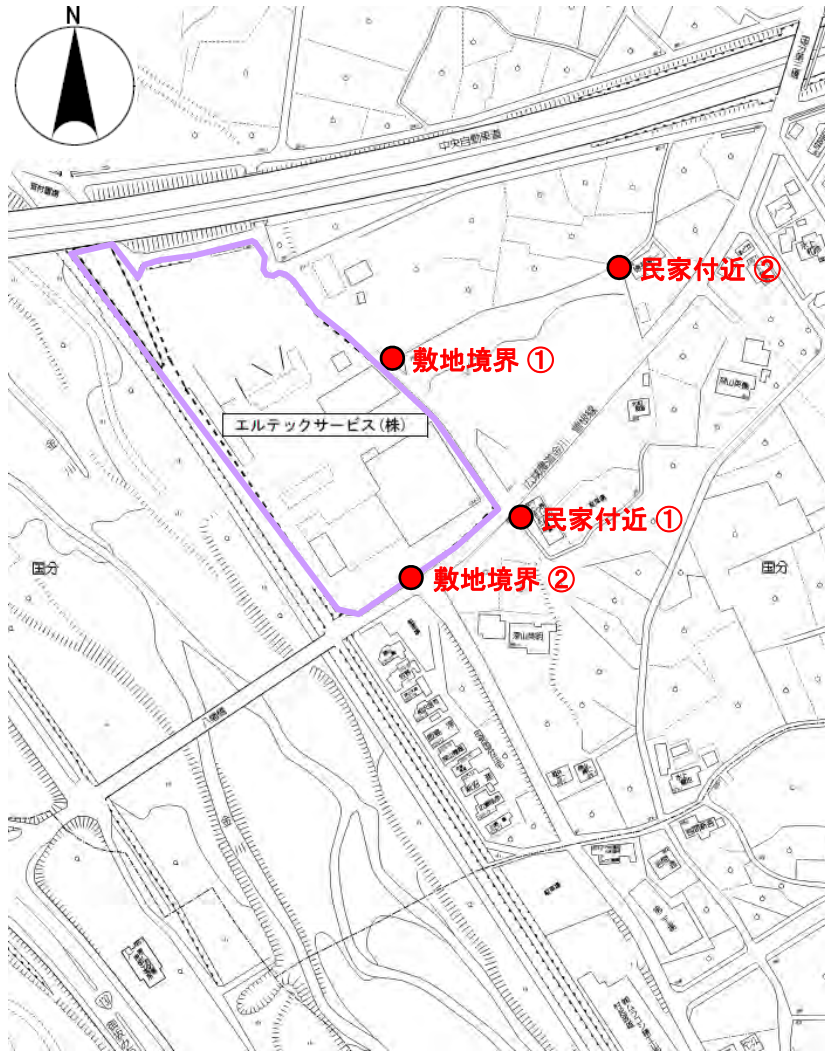
### ■ 水質

廃棄物に接触する雨水や場内清掃排水等は地下タンクに貯留し、ろ過装置でろ過した後、廃棄物に散水(飛散防止)され、廃棄物とともに焼却処分されるため場外に排出されることはない。

なお、今回増設する焼却施設の稼働による排水はないため問題はない。



## 4 環境公害対策の妥当性② 騒音について



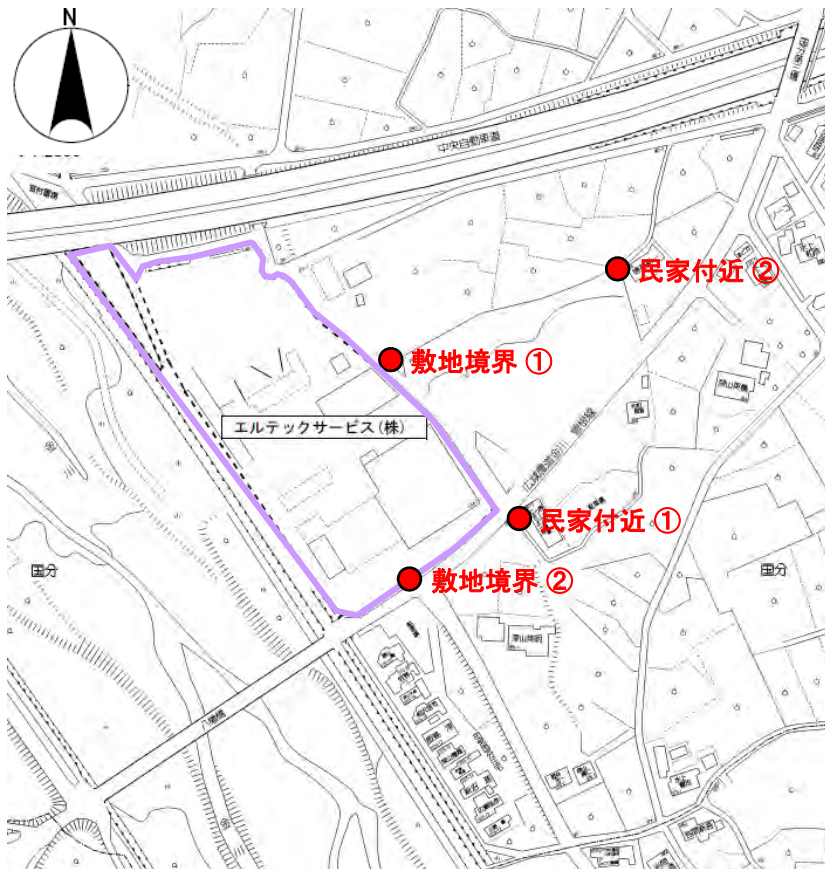
騒音規制法 第3種区域				
予測地点 規制基準値 (dB)	朝	昼間	夜	夜間
		60	65	60
敷地境界 予測値	①	60	60	60
	②	53	52	47
民家付近 予測値	①	50	48	47
	②	46	43	42

※ 敷地境界の夜間①について

今回の申請については、現状の騒音レベルである値(60dB)を環境保全目標値とし、「当該施設を設置することによる周辺地域への生活環境に及ぼす影響はない」と環境部局での事前協議を終了している。

生活環境に新たに影響を及ぼす恐れが少ないため、支障ない。

## 4 環境公害対策の妥当性③ 振動について



振動規制法 第2種区域		
予測地点 規制基準値 (dB)	昼間 (8:00~19:00)	
	夜間 (19:00~6:00)	
	65	60
敷地境界 予測値	①	43
	②	38
民家付近 予測値	①	41
	②	32

### 【振動予測の結果】

昼間及び夜間全ての地点で基準値を下回っている。

生活環境に影響を及ぼす恐れが少ないため、支障ない。



## 4 環境公害対策の妥当性④ 悪臭について



### 【調査について】

計画地は悪臭防止法のB区域であるが、自主的により厳しい住宅系のA区域を基準値として調査を行っている。

### 【調査の結果】

全地点で基準値を下回っている。

悪臭防止法 B区域			
調査地点	項目	結果	規制基準値 A区域
①敷地境界	臭気指数	10未満	13以下
	臭気濃度	1,000	—
②長寿院 (老人ホーム)	臭気指数	10未満	13以下
	臭気濃度	1,000	—
③焼却施設 吐出口	臭気強度	1.5	2.5
	悪質物質	○	※
	臭気排出強度	283,000	350,000
	臭気濃度	30	—

※ アンモニア等物質ごと全て基準値があるがすべて満たしているため省略。

生活環境に影響を及ぼす恐れが少ないため、支障ない。

## 5 地元住民等との合意形成等

- 本計画地である一宮町国分地区の区長、区長代理及び各組長に事業説明を行い、代表して区長から施設設置の同意が得られている。

説明会: 令和2年 8月 25日開催(事業内容)

令和3年 1月 25日開催(生活環境影響調査結果報告)

同意日: 令和3年 1月 26日(国分区長、地権者)

令和3年 1月 27日(隣接地所有者)

- 笛吹市長より「支障ない」旨の意見が出されている。
- 笛吹市都市計画審議会より「都市計画上支障ない」旨の答申が出されている。